

平成 29 年度

「会員事業所表彰」 事業のご案内

可児商工会議所では、可児市の経済、産業、地域振興等に特に顕著な功績があった会員事業所を表彰することでその業績をたたえるために実施します。

【会員事業所表彰】（詳細は裏面「表彰規程」を参照下さい）

会議所では、可児市の経済、産業、地域振興等に特に顕著な功績のあった事業所の表彰を行います。

【表彰の種類・申請等基準】

表彰種類	内 容 （詳細は裏面「表彰・審査基準」を参照下さい）
(1) 経営革新表彰	新たな技術、商品、サービス等を開発し事業展開している事業所
(2) 社会模範表彰	(女性活躍推進部門) 女性が活躍できる取組を行う事業所 (職場環境整備部門) 働きやすい職場環境への取組を行う事業所
(3) 社会貢献表彰	地域社会に貢献する視点で活動や行事に取り組む事業所
(4) 創業者表彰 ※起業後 10 年以内	可児市内で開業した創業者や、製品・サービス等に新規性、革新性のある事業所など
(5) 特別表彰	可児市の発展と地位向上に貢献している事業所

【申請方法】

「表彰申請書(推薦書)」(裏面)にご記入のうえ、FAXにて可児商工会議所までご提出下さい。

- ◆表彰が決定しましたら、事業所宛に式典の案内資料をご送付致します。
- ◆申請(推薦)期限は9月20日(水)まで

【表彰式典・祝賀パーティー】(会員事業所優良従業員表彰と併せて行います)

- ◆日 時 平成29年11月17日(金)午後6時～(祝賀パーティー 午後7時～)
- ◆場 所 小萱OGMチェリークレークカントリークラブ(可児市久々利431-5)
- ◆顕 彰 表彰状をお贈りします。
- ◆来賓等 市長、県議会議員、多治見公共職業安定所長、市議会(議長・総務企画委員長)市役所(観光経済部)を予定。
※商工会議所役員・議員もお祝いのため出席します。

【問合せ】

商工会議所 担当：栗原・佐藤までお願いします。

電話 61-0011 FAX 63-1856

可児商工会議所「会員事業所表彰」申請書(兼推薦書)

平成 年 月 日

●申請者等 (推薦の場合 ■推薦者名 ■事業所名)

■事業所名 _____

■代表者名 _____

■所在地 〒 (-) _____

■電 話 _____ ■FAX _____

■事業内容 _____

●担当者等

■担当者名 _____ ■部署・役職 _____

■携帯番号 _____ ■E-mail _____

●申請内容

■該当する表彰の種類 番号 [] ※番号は(1)～(5)を記入して下さい。

■顕著な功績等の内容(主な取組内容、貢献内容、活動実績等について、簡潔にご記入下さい)

※取組・実績等の掲載された「パンフレット・冊子・新聞、雑誌記事」等があれば添付して下さい。

■「表彰・審査基準」

(1) 経営革新表彰

- * 新たな技術、商品、サービス等を開発し事業展開している事業所。
 - ・ 新技術、新製品を開発し事業を展開している。
 - ・ 経営革新計画承認企業であり、計画通り事業展開している。
 - ・ 既存事業の転換・多角化を図り、新分野に進出している。
 - ・ その他、この分野にふさわしい功績を残している。

(2) 社会模範表彰

(女性活躍推進部門)

- * 女性が活躍できる取組を行う事業所。
 - ・ 女性の能力活用や職場拡大、管理職登用促進をしている。
 - ・ 社内結婚が女性に働きにくくなることはない。
 - ・ 結婚により戸籍上の姓が変わっても、通称として旧姓の使用が可能である。
 - ・ 男女がともに働きやすい職場環境づくりに努めている。
 - ・ 産前産後休業期間（法定 14 週間）が法律を上回っている。
 - ・ 母性保護について配慮している。
 - ・ 育児休業期間が法律を上回っている
（法律は生まれた子どもが 1 歳（一定の場合は 1 歳 6 か月）に達するまで）
 - ・ 育児休業の適用を受けた実績が同規模企業の水準を相当上回っている。
 - ・ 男性が育児休業を取りやすくなるよう工夫している。

(職場環境整備部門)

- * 働きやすい職場環境への取組を行う事業所。
 - ・ 介護休業の適用を受けた実績が同規模企業の水準を相当上回っている。
 - ・ 介護休業の期間（法定は上限 93 日まで）等が法律を上回っている。
 - ・ 看護休暇制度が法律を上回っている。
 - ・ メンタルケア（精神ケア）支援している。
 - ・ 育児・介護休業者の代替要員を確保している。
 - ・ 育児・介護休業者に対する職場復帰への支援をしている。
 - ・ ワーク・ライフ・バランスのための特別有給休暇制度がある。
 - ・ フレックス制度や短時間勤務措置が可能である。
 - ・ 半日や時間単位の有給制度がある。
 - ・ 時間外勤務削減のための取組みを行っている。
 - ・ 年次有給休暇の取得を促進している。
 - ・ 人権侵害等について、適切に対応している。
 - ・ その他、この分野にふさわしい功績を残している。

(3) 社会貢献表彰

- * 地域社会に貢献する視点で活動や行事に取り組む事業所。
 - ・ 経営理念等に地域との共生を掲げている。
 - ・ 地域社会や地域経済に貢献する視点で事業活動・行事を行っている。
 - ・ インターンシップ制度を導入している。
 - ・ 環境問題を視野に入れた事業展開をしている。
 - ・ 地域資源を活用した取組みを行っている。
 - ・ ボランティア活動・NPO・NGOへ支援している。
 - ・ 地域の人材育成に資金援助など様々な形での支援をしている。

- ・ 自社施設等を地元開放している。
- ・ 地域活動や行事への参画に理解がある。
- ・ ボランティア休暇制度がある。
- ・ その他、この分野にふさわしい功績を残している。

(4) 創業者表彰（起業後10年以内）

- * 可児市内で開業した創業者や、製品・サービス等に新規性、革新性のある事業所など。
 - ・ 起業化セミナーを受講し、会議所の支援により起業した優良事業所
 - ・ ソーシャルビジネス（社会的課題の解決に向けた事業）展開している起業家
 - ・ 製品やサービス及びビジネスモデル等に新規性、革新性がある起業家
 - ・ チャレンジ精神旺盛な若手やシニア世代からの起業家
 - ・ 今後成長が期待される事業分野の起業家
 - ・ その他、この分野にふさわしい功績を残している。

(5) 特別表彰

- * 可児市の発展と地位向上に貢献している事業所。
 - ・ 特徴のある店舗、店舗の演出や接客など特徴がある。
 - ・ こだわりの品揃え、品質、サービスなどに特徴がある。
 - ・ 競技会、コンクール等において、入賞や優秀と認められた。
 - ・ その他、この分野にふさわしい功績を残している。

■ 可児商工会議所会員事業所「表彰規程」

（趣旨）

第1条 この規程は、可児商工会議所（以下「商工会議所」という。）の会員事業所が、可児市の経済、産業、地域振興その他各般に渡って、特に顕著な功績のあったものを表彰することについて必要な事項を定めるものとする。

（表彰の範囲）

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

※募集要項の【表彰の種類・申請基準】と同様です

（表彰の方法）

第3条 表彰は、表彰状を授与して行う。

（再表彰）

第4条 既に表彰したものであっても、その後の功績等により更に表彰することができるものとする。

（表彰の時期）

第5条 表彰は、会員事業所優良従業員表彰に併せて行う。ただし、特に必要があるときは、別に行うことができるものとする。

（表彰の申請手続き）

第6条 表彰の申請をする会員事業所又は会員事業所を推薦する場合は、申請書（別記様式第1号）を提出するものとする。

（表彰の決定）

第7条 表彰は正副会頭が協議し決定するものとする。

（表彰の取消し）

第8条 申請書に不実の記載があることが判明したとき、及び正副会頭が表彰を取消すことが適当と判断した場合は、表彰を取消すことができるものとする。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会頭がその都度定めるものとする。